乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

資料6－1

令和7年8月1日時点での予定であり、国の動向等により、今後、変更となる可能性があります。

1 乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度。 令和8年度からは、全国の自治体において実施が必須となる。

2 事業内容(予定)

(1)利用対象・内容等

①対　　象: 宝塚市内に居住する、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども

※ 企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている対象年齢の園児は対象。

②利用内容: 月10時間以内の利用可能枠の中で時間単位で予約・利用

③利 用 料: 子ども一人1時間あたり300円

※ 別途、給食費、おやつ代、おむつ代等は保護者負担。

※ 生活保護法による被保護世帯は全額免除予定。

(2)実施施設・方法等

①実施施設: 宝塚市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等

②実施方法: ❶一般型(在園児合同)、❷一般型(専用室独立)、❸余裕活用型のいずれか。

※ 余裕活用型:保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に定員の範囲内で受入を実施。

③実施要件: 国が示す設備及び運営に関する基準(職員配置等)を基に条例を制定予定

④実施日時: 実施する日数や時間は、事業者において設定

(3)その他

利用予約や利用時間の記録、データ管理等は、国が構築した総合支援システムの利用が必須

3 事業開始までのスケジュール(予定)

(裏面に掲載)

(1)事務手続きのスケジュール

時期	事務手続等	備考
令和7年　7月	・事業者へ事業実施の意向調査	
9月	・条例の制定・改正議案を市議会へ提出	「4　条例制定・改正」に詳細を記載
11月～	・事業者募集開始、申請受付	随時、現地調査・審査を行う。
12月	・事業者の内定	
令和8年　2月頃	・宝塚市子ども審議会において、 以下①②にあたっての意見聴取 ① 事業者の認可 ② 利用定員の設定	【根拠法令】 ①:児童福祉法 第34条の15 第4項 ②:子ども・子育て支援法 第54条の2 第3項
3月	・事業者の認可	【根拠法令】 児童福祉法 第34条の15 第2項
3月～	・利用申請の受付開始 ・利用申請の審査及び利用認定	
4月	・事業開始	

(2)事業者の認可等の流れ

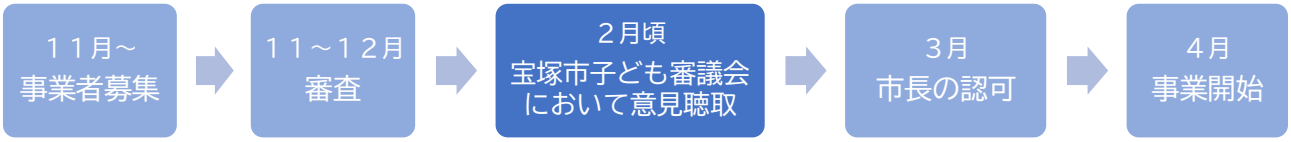

4　条例制定・改正

乳児等通園支援事業の開始にあたり、令和7年9月議会において議案を提出し、以下の条例の制定・改正を行う。

条例	内容	主な関連法令等
宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳児等通園支援事業の認可等において必要な基準を規定	・児童福祉法 第34条の16 第1項 ・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
宝塚市子ども審議会条例	宝塚市子ども審議会の所掌事務に「乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項」を規定	子ども・子育て支援法 ・第54条の2 ・第72条第1項 第3号

※ 上記のほか、保護者の利用料負担や施設への給付費支給等、事業に関する必要な規定の整備を令和7年度中に行う予定。